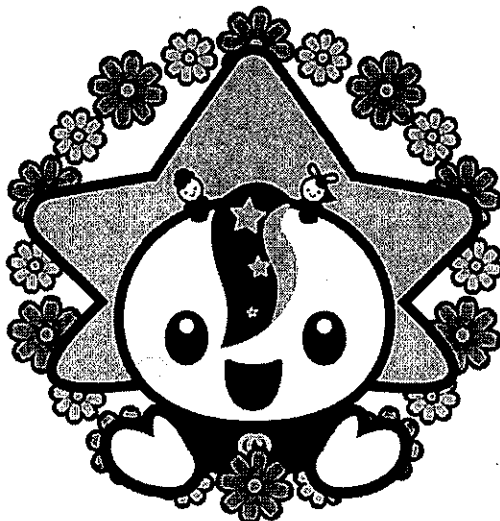


第3次 茂原市地域福祉計画

地域共生社会の実現に向けて



茂原市マスコットキャラクター 「モバリん」

平成30年3月

茂原市

はじめに



私たちのまちには、家族の介護や子育てなどで悩んでいる方、高齢者の一人暮らしで引きこもりがちになっている方、引っ越してきたばかりで周りに相談相手がいない方、経済的に困窮している方など、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要としている方が住んでおります。

そのような方たちに対し、市では、関係機関等と連携・協力し、福祉行政の推進に努めてまいりました。しかし、近年、少子高齢化や核家

族化の進行、コミュニティ意識の希薄化、ライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会や家庭の様相が大きく変化し、生活困窮や引きこもりといった社会的孤立、虐待など地域における課題が複雑化し、従来の行政による公平・均一的なサービスだけでは対応しきれなくなってきております。

このような中、地域のつながりを作り上げることの重要性が再認識され、そこで暮らす誰もが安心して健やかに生活できるよう、地域住民自らが地域の問題を「我が事」として捉え、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会を作り上げることが重要となってきました。本市では、平成20年に第1次茂原市地域福祉計画を、平成25年に第2次茂原市地域福祉計画を策定し、関係機関や地域住民等との協働のもと福祉ニーズに沿ったまちづくりを推進してまいりました。今回の第3次計画では、計画期間を平成30年度から平成35年度（2023年度）の6年間とし、地域の課題やニーズを地域住民自らが自分の問題と捉え、自らその問題に取り組み、必要に応じて関係団体や行政とも連携し、解決に向けて取り組んでいく「地域共生社会」を実現するため、地域福祉の更なる推進を目指してまいります。

おわりに、本計画策定にあたり、茂原市地域福祉計画推進委員会の委員をはじめ、関係機関やパブリックコメントにより貴重なご意見をいただきました皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

茂原市長 田中豊彦

目

次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景	2
2. 地域福祉とは	3
3. 地域福祉計画とは	3
4. 第2次茂原市地域福祉計画策定時以降の新たな取り組み	4
5. 計画の期間	5
6. 計画策定の基本視点について	5
(1) 地域福祉のあり方、求められる視点	5
(2) 計画策定の基本目標について	7
(3) 自助・共助・公助の考え方と各主体に期待する役割	7

第2章 地域福祉の現状と課題

1. 地域の変化	12
(1) 少子高齢化	12
(2) 世帯や家族構成の縮小化	13
2. 住民生活をめぐる現状と課題	13
(1) 子どもや子育て家庭をめぐる現状	13
(2) 高齢者をめぐる現状	15
(3) 障害者をめぐる現状	17

第3章 計画の理念と基本方針

1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本目標	23
3. 基本方針と施策について	23

第4章 施策の展開

基本方針 1	総合的な相談支援体制等の充実	28
基本方針 2	雇用・就労等の支援	30
基本方針 3	生活困窮者等への支援	30
基本方針 4	計画的なサービスの促進	31
基本方針 5	良質なサービス供給の仕組みづくり	32
基本方針 6	利用者の権利擁護の確保	33

基本方針 7	適切な量と質の情報提供体制の整備充実	34
基本方針 8	ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立	34
基本方針 9	心のバリアフリー化の推進	37
基本方針 10	暮らしやすい環境の向上	38

第5章 計画の推進

1.	推進評価体制と今後の進め方	40
(1)	計画の推進	40
(2)	計画の評価・公表	40

第6章 これからに向けて

1.	茂原市地域福祉計画推進委員会委員長のメッセージ	43
----	-------------------------	----

第7章 資料編

1.	計画策定の経過	46
2.	要綱及び委員名簿	47

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景
2. 地域福祉とは
3. 地域福祉計画とは
4. 第2次茂原市地域福祉計画策定時以降の新たな取り組み
5. 計画の期間
6. 計画策定の基本視点について

1. 計画策定の背景

近年、急速な少子化、高齢化の進展に加えて、男女共同参画社会の進行、コミュニティ意識の希薄化、ライフスタイルの多様化などに伴い、地域社会や家庭の様相は大きく変化しており、孤独死やひきこもりなどの社会的孤立や虐待・悪質商法に対する権利擁護など様々な課題を解決していくための体制整備が必要となってきました。

そこで、誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに生活していくためには、行政・社会福祉協議会・ボランティア団体・NPO法人など各関係機関がお互いに連携して地域福祉活動を推進すると同時に、地域においても、そこで暮らす人達が地域の課題を「他人事」ではなく「我が事」として意識し、お互いに助け合い、支え合う地域共生社会の仕組みづくりを進めることが重要です。

本市では、様々な問題を抱え、支援を必要としている人への支援対策として、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法による、生活困窮者自立支援事業を実施しております。これは現に経済的に困窮し、支援を必要とする人に対し、広く相談窓口を設け、専門の相談員が相談を受け付け、他法他施策の検討及びその人の同意を得ながらその人に沿った支援プランを作成し、自立までを継続的に支援していくというものです。また、専門の相談員が直接訪問し、必要な相談・支援へとつなげていくなど、今まで様々な問題を抱えながらも、相談窓口まで辿り着けなかった人たちも適切な支援が受けられるようになりました。

また、児童福祉につきましては、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から幼児期の学校教育及び地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。本市では、少子化の進む中、病児・病後児保育の受け入れ体制の整備や養育支援の整備など、子育て支援施策の推進を図ってまいりましたが、保育時間の延長や一時預かりの需要が伸び、また待機児童数も増加するなど様々なニーズや課題が出てまいりました。子育て支援につきましては、平成27年3月に策定した「茂原市子ども・子育て支援事業計画」に沿って施策を推進しておりますが、今後もニーズの把握に努め、子育て世帯への支援体制の強化を図ってまいります。

本市では平成25年3月に「みんなで支える安全・安心のくらしづくり」を基本理念とし、第2次茂原市地域福祉計画を策定しましたが、本年度が計画期間の最終年度となります。

地域住民が抱える様々なニーズに対応するためには、行政による「公助」のみでは対応しきれなくなっていることから、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題は、近隣における相互の助け合いや地域・関係団体が関わって解決する「共助」が不可欠であるため、「自助」「共助」「公助」が一体となった福祉施策を推進するため第3次茂原市地域福祉計画を策定いたしました。

2. 地域福祉とは

近年の少子高齢化や核家族化、都市化の進展により、人々の考え方や価値観、ライフスタイルの多様化、男女共同参画社会の進行といった社会環境の変化、あるいはこれらを背景とした「家族」の形態の変化や絆の弱まり、さらにはその集合体としての「地域」での人と人とのつながり（相互扶助機能）の希薄化などが今日、指摘されています。

その一方で、介護や障害・子育て・生活困窮など、何らかの支援を必要とする人は増加傾向にあり、その支援ニーズも多様化しております。これらに適切かつきめ細かに対応していくためには、従来のような公平・均一な行政主体のサービスだけでは、困難となってきております。

このため、「福祉」のあり方も変わっていかねばなりません。

すなわち、公平・均一な行政サービスによる対応だけでなく、住民一人ひとりが新しい福祉のあり方を模索し、行政と一体となって「地域で支え合う社会」を作り上げることが必要となってきております。

その考え方の一つが「地域福祉」です。この考え方の中心は、地域単位でその中に存在する様々な支援課題や支援ニーズに対し、それを地域の住民が自らの問題として捉え、自らが考え、必要に応じて行政や専門機関・関連団体などと一体となって解決に向け、取り組んでいく仕組みです。

これは、年齢や性別、障害の有無などに関わらず、すべての住民が地域の一員であることを強く認識し、誰もが心豊かに安心して暮らし続け、そして互いに支え合っていく地域づくりを目指すものです。

すなわち、住民一人ひとりが自らの生活課題を解決し地域の中で自立していく「自助」と、一人ひとりの抱える問題を地域の問題として認識し、相互に助け合い、支え合っていく「共助」の仕組みを作り上げ、「自助・共助・公助」の協働による新しい福祉づくり、地域づくりを進めていこうとするものです。

地域福祉は、こうした考え方に立ち、住民の誰もがこの場所で安心して楽しく暮らし続けることができるよう、住民や地域を構成する様々な組織・団体・企業等及び行政などの公的機関が協働し、それぞれが役割を分担しながら力を出し合って作りあげていくことが重要です。

また、高齢化や男女共同参画社会の進行などにより地域活動への参加者の減少など、地域への関心が希薄化してきている今日、住民相互が協働する、また住民と地域団体、住民と行政とが協働する地域福祉の形は、単に福祉の領域にとどまらず、地域の活性化を図り、地域の問題を住民自らが考え、解決するという新しい住民自治の姿です。

その意味では、単に従来の「福祉」の範疇だけでなく、福祉の視点を通じた新たな時代にふさわしい住民自治のあり方を形づくるものであると言えます。

3. 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は社会福祉法で規定された法定計画です。

また、市が策定する「茂原市総合計画」を上位計画とし、「茂原市高齢者保健福祉計画・茂原市介護保険事業計画」、「茂原市障害者基本計画」、「茂原市障害福祉計画」、「茂

原市障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の各計画を地域福祉という観点でとらえ、地域福祉の理念・概念など大きな目標を立てる計画となっております。

地域福祉とは、前述のとおり、「自らの課題を自らが解決する「自助」と、「自助」だけでは対応できない様々な生活課題を住民相互が助け合い、支え合って解決していく「共助」の仕組みを作る」ものであり、同じ地域に住む者同士、協働して生活し、自分たちの地域にふさわしい地域福祉のあり方について自分たちで考え、住民参加のもと「住民同士の支え合い」、「地域団体との連携」、「行政との協働」といった観点から新たなコミュニティづくりの活動やまちづくり活動につなげていく取り組みです。「地域福祉計画」は、そのための「総合的な指針」となるものです。

高齢者や障害者・子育て家庭・生活困窮者など、何らかの支援を必要とする人を支えるための施策や住民・福祉事業者・社会福祉協議会・行政などのそれぞれが担っていくべき役割などを明らかにしたもので、行政及び地域で暮らす人々が取り組む「地域福祉」を推進していくための指針となるものです。

また、社会福祉協議会が策定する「茂原市地域福祉活動計画」は、「茂原市地域福祉計画」で掲げた目標等を具現化していくための性格を持つことから、相互に連携をとりながら地域福祉を推進していくことが重要となります。

4. 第2次茂原市地域福祉計画策定時以降の新たな取り組み

平成25年3月の計画策定以降、制度改正等も含め以下の10項目について新たに取り組みがなされましたので列記いたします。

施策（2） 子育て世帯への支援の充実

- ① 療育支援事業として、発達に遅れのある、または心配のある幼児の健やかな成長、また保護者の育児不安の解消に向け、親子遊びの教室と個別相談の2本立てで実施し、適切な子育て環境の整備の推進を図りました。
- ② 保育所・幼稚園の整備事業として、中・長期的な視点から公立保育所と公立幼稚園を一体的に捉え、施設の安全・安心を確保しつつ、全ての子どもに質の良い教育・保育を提供するため、「認定こども園」の整備を計画し、平成30年度開園予定の「幼稚園型認定こども園」の開園について支援を実施しました。
- ③ 養育支援訪問事業として育児に不安のある保護者等を対象とし、養育支援が必要な家庭に訪問員が直接訪問して指導・助言を行い、当該家庭の適切な養育の確保を図りました。

施策（4） 生活困窮者等への自立支援体制の充実

- ④ 消費生活相談事業として多重債務者からの相談を受け付け、必要に応じて専門機関へつなぐなどの支援の他、潜在する多重債務者を相談窓口へ誘導できるよう、啓発及び庁内連携の強化を図りました。

- ⑤ 生活困窮者自立支援事業として、生活困窮者等から広く相談を受け付ける相談窓口を外部委託により設置し、専門の相談員・支援員が相談者本人の同意を得ながら支援プランを作成し、途中でプランの見直しを行いながら継続的な支援を行い、相談者の自立を支援しました。
- ⑥ 生活支援事業（貸付）として、専門の相談員・支援員を配置し生活困窮者等の支援を必要とする世帯に対し、相談受け付けや貸付け等により自立更生の支援を図りました。
- ⑦ 低所得者援助事業として共同募金の配分金や歳末たすけあい募金などを活用し、生活困窮者等の支援を必要とする世帯に対し、見舞金や慰問品の配布を実施しました。

施策（８） 人権保護・権利擁護体制の充実

- ⑧ 法人後見受任事業として、判断能力の不十分な高齢者や障害者等を対象に、身上監護や財産管理などを行い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を実施しました。

施策（10） ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実

- ⑨ 協働のまちづくり推進事業として、地域におけるまちづくり、人づくりを進めるため、市民活動団体や地域まちづくり協議会等を開催し、住民参加や住民協働のまちづくりの推進を図りました。

施策（13） 防災・防犯対策の充実

- ⑩ 災害ボランティア協力者の登録事業として、災害時や緊急時に災害ボランティアの派遣が迅速に行えるよう災害ボランティア活動に意欲のある個人及び団体を事前に登録し、大規模災害への準備体制の強化を図りました。

5. 計画の期間

平成30年度から平成35年度（2023年度）までの6年間とし、3年で見直しを行います。

6. 計画策定の基本視点について

（1）地域福祉のあり方、求められる視点

地域福祉については、社会福祉法第4条（地域福祉の推進）第1項では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」、第2項では、「地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱

える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。」と規定されており、地域福祉の推進にあたっては、地域住民との相互協力と各関係機関との連携が不可欠となっています。

そのため、それぞれの地域でふさわしい地域福祉のあり方について「住民参加」や「住民と行政との協働」といった視点から考え、新たなコミュニティづくりやまちづくりを目指す必要があります。

地域福祉が目指すのは、「その地域で暮らす誰もが人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で障害の有無や年齢・性別などに関わらず、自分らしく生活が送れるように、自分で生きる努力をし、もし支援が必要となった場合には、適切かつ質の良いサービスが主体的に選択でき、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていける環境を地域のみんなの力で作り上げ、自立の支援をすること」です。

そのための地域福祉計画の策定にあたって次のような視点が求められます。

①人権の尊重と共に生きるまちづくりの視点

地域福祉を進めていく上で、「一人ひとりの人権を最大に尊重する」ことが最も大切であり、障害の有無や年齢・性別・生活困窮などに関わらず、地域に住む人全てが地域社会への参加・参画ができ、共に支え合い、より良い社会を築いていこうとする視点が求められます。

また、人権問題をはじめ、家庭内暴力・児童虐待など様々な権利侵害に対して、地域全体で権利を擁護していく取り組みが必要となっています。

②地域の問題を自分の問題として取り組む住民参加の視点

福祉は一部の人だけの問題ではありません。障害の有無や年齢・性別、生活環境の変化で、誰もが支援を必要とする状態になる場合も考えられます。地域で暮らす一人ひとりが、地域の問題を自分のこととして捉え、解決に向けた取り組みや活動に参加でき、必要に応じて行政と協働していく住民自治の仕組みを作り上げることが必要となっています。

③包括的な支援の視点

行政の施策だけでは地域の様々な問題を解決することは困難となっています。多様化、複雑化した問題を解決するには、行政はもちろん、地域住民・当事者団体・地縁型組織・福祉関係者（事業者）・NPOなどの地域福祉の担い手の協力と連携によって「地域の課題を自ら発見し、互いの助け合いや役割分担などにより、課題を解決していく福祉力」を高めていくことが重要です。

④地域の特性を活かしたコミュニティづくりの視点

共に生きるまちづくりを目指す福祉活動は、地域住民全てがその主体となることにより、地域の個性と活力を発揮して、地域を活性化することができるものです。

また、地域での生活課題やそれに対するサービスの現状などを自分の問題として捉え、自分の果たすべき役割を認識し、地域の特性を活かしながら主体的にその解決に向けた取組や活動に参加していくことが重要です。こうした生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域の個性あるコミュニティを形成していくものと考えられます。

(2) 計画策定の基本目標について

年齢・障害・性別・生活困窮などに関係なく、地域に住む誰もが自分らしく住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるよう、自らの問題を自らが解決に向けて取り組み、自分だけでは対応できない課題については、お互いに助け合い、支え合って解決していく共生社会を目指すことが重要と考え「地域共生社会の実現に向けて」を基本理念とします。

その中で「誰もが安全・安心を実現できる暮らしを地域で支えあう」をサブテーマとして位置づけます。

計画の策定にあたっては、福祉の考え方の基本は変わらないため、第1次・第2次茂原市地域福祉計画の考え方を踏襲し、次の3つの基本目標を踏まえ第3次茂原市地域福祉計画を策定しました。

- ① 誰もが安心して暮らせる地域づくり
- ② 誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり
- ③ みんなの力で支え合う地域づくり

(3) 自助・共助・公助の考え方と各主体に期待する役割

本市における基本理念は「ひと」を中心に据え、何よりもまず一人ひとりが地域の中で自立を目指し、自分や家族で解決できない問題は、地域の中で相互に支え合い解決していく共生社会の仕組み作りを目指していくものです。

このためには、地域住民とボランティア団体やNPO団体等の住民組織、社会福祉施設・事業所（企業）・社会福祉協議会及び行政が、次のような役割を担っていくことが期待されます。

①地域住民の役割

家庭生活や日常生活において、あらゆる場面での気づきを大切にしつつ、まず自分にできることについて具体的な行動を起こすとともに、地域の行事や各種講座への参加など、活動の第一歩を踏み出すことが期待されます。

なお、ここで言う「住民」には、地域の企業・事業所やそこで働く人も含まれます。

② ボランティア団体等の住民組織の役割

ボランティア団体やNPO法人等の住民組織は、独自の専門性を持ち、特に高齢者支援や障害者支援、子育て支援などの分野においては、関心のある住民を受け入れたり、活動の必要性を啓発したりするなど、住民の意識を高めながら先導していく役割が期待されます。また、団体の組織力を活かしたネットワーク化や政策提言などの機能も期待されます。

③ 福祉施設等の役割

社会福祉施設等が地域の一員として、地域行事への参加や施設の開放など地域と積極的に関わるとともに、施設が有する様々なノウハウ・人材・設備等を活かして情報提供、相談・支援活動等を行うなど、その専門性を地域に還元することが期待されます。

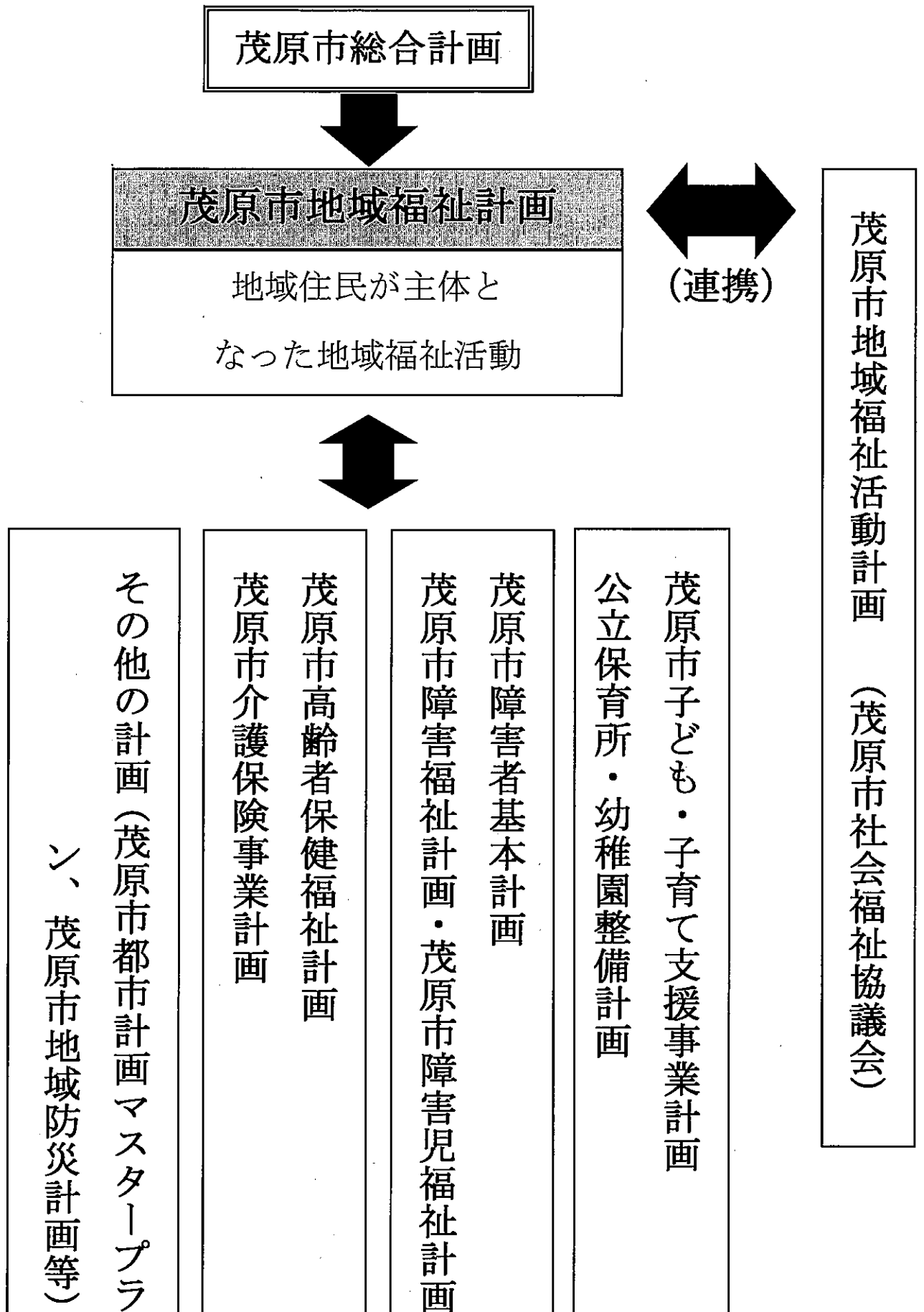
④ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う団体として「誰もが住み慣れた地域社会で安心して暮らし続けることのできる福祉社会の実現」を目指し、地域住民・ボランティア団体等の住民組織・事業者・行政関係者など、あらゆる分野と協働した取り組みを行っており、今後も地域全体の福祉力を高める役割が期待されます。また、在宅福祉サービスの充実、子育て支援、生活困窮者への支援、福祉サービス利用者の権利擁護などへの取り組みも期待されます。

また、最も身近な住民同士で構成される地区社会福祉協議会は、地域住民が主体となって、小域における福祉課題の解決や見守り活動を実践する組織として期待されます。

⑤ 行政の役割

「自助」や「共助」の対象領域を超える問題への対応や福祉サービスを提供するとともに、地域福祉推進や共生社会の構築に向けた総合的な環境整備を進めていく役割を担います。また、計画の達成状況等について評価・見直し等を行い、進行管理を担います。



第2章 地域福祉の 現状と課題

1. 地域の変化
2. 住民生活をめぐる現状と課題

1. 地域の変化

(1) 少子高齢化

茂原市の人口は、第1次計画策定時の平成20年4月1日の94,230人から第2次計画策定時の平成25年4月1日では92,569人、また、平成29年4月1日では90,715人へと、年々減少傾向となっております。

これを、年齢構成別に見てみると、15歳未満の年少人口割合は、平成25年4月1日では11.59%であったものが平成29年4月1日では10.87%と年々減少傾向となっております。また、合計特殊出生率は、平成25年度～平成28年度までの平均値が1.28となっており、国の平均値1.44や県の平均値1.35を下回る水準となっております(図2参照)。人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は、2.08とされておりますので、それを下回る水準で推移しており、少子化とともに人口減少の要因の1つとも考えられます。

その一方で、65歳以上の人口割合である高齢化率は、総人口の減少による影響もありますが、平成25年4月1日では26.31%であったものが平成29年4月1日では30.84%と年々増加傾向となっており、高齢化についても進行している状況がうかがえます。

人口構成図をみると、65歳から69歳の割合が高く、この世代への対応が大きな課題となっております。(図1参照)

図1 人口構成図

単位：人

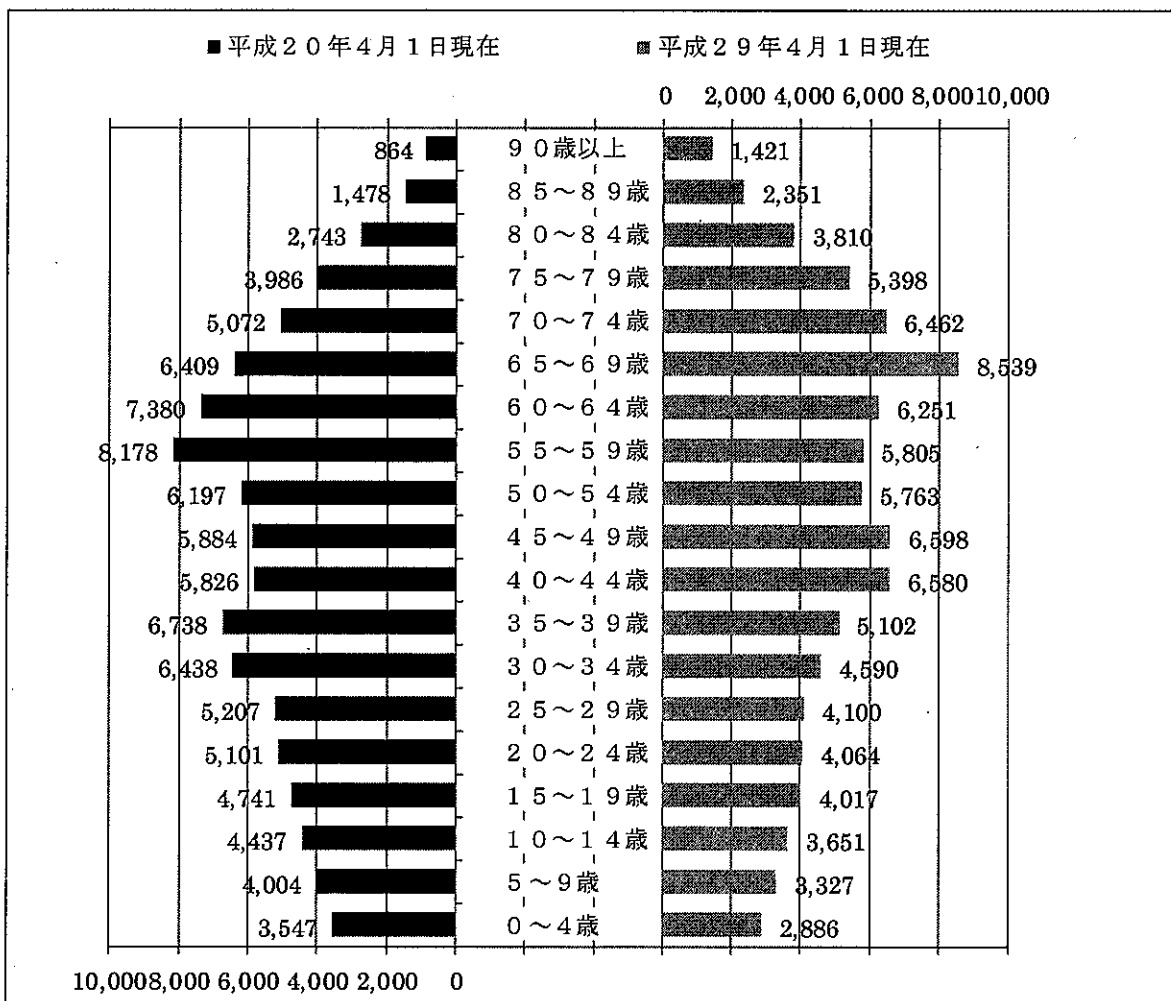
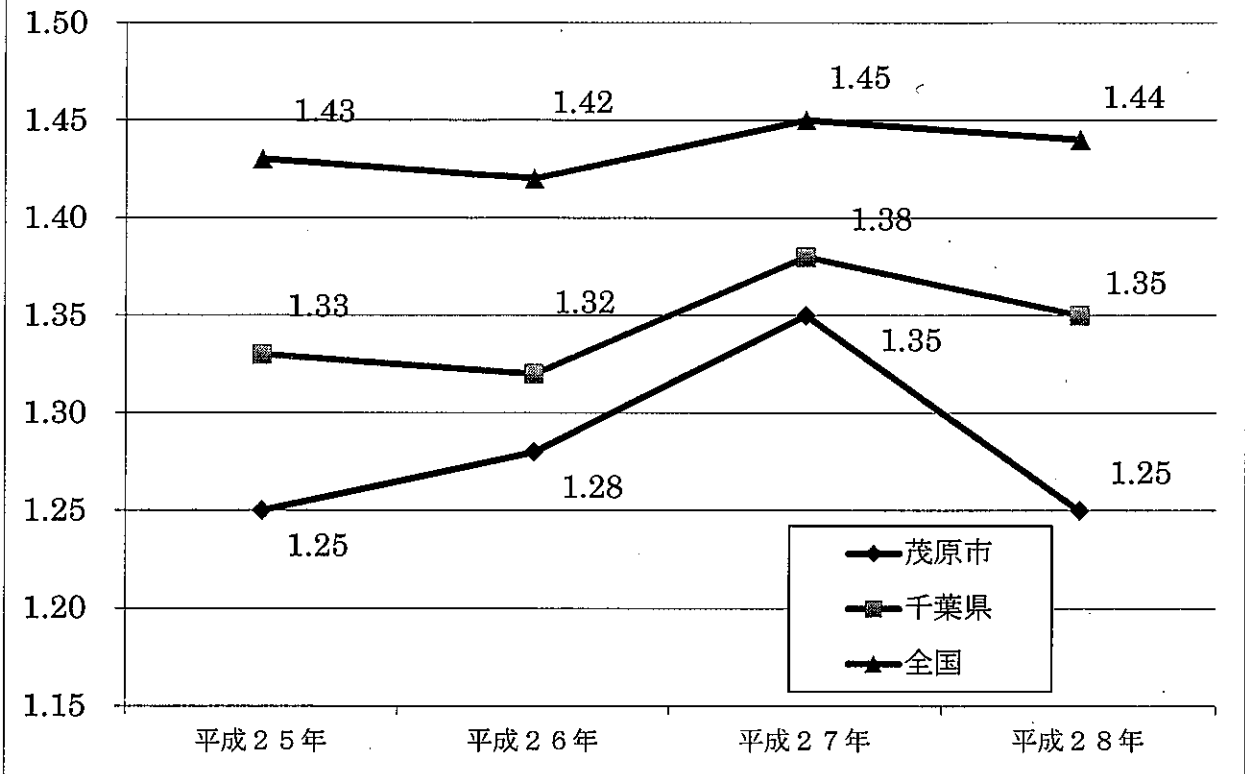


図2 合計特殊出生率（各年4月1日現在）



※合計特殊出生率とは

一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに生む子供の数の平均を示したものの。

(2) 世帯や家族構成の縮小化

茂原市における世帯数をみると、平成20年4月1日の37,217世帯から平成25年4月1日には38,594世帯、平成29年4月1日では39,867世帯と増加傾向となっておりますが、総人口は減少しているため、1世帯あたりの構成人員をみると、平成20年4月1日の2.53人から平成25年4月1日には、2.40人へと、平成29年4月1日では2.28人と世帯規模、家族構成の縮小化が進んでいます。

こうした中で、核家族化の進行とともに、高齢者世帯、特に単身高齢者世帯が増加しております。

2. 住民生活をめぐる現状と課題

(1) 子どもや子育て家庭をめぐる現状

平成25年4月1日時点の0歳から8歳までの人口は5,978人であったものが、平成29年4月1日では、5,522人と減少傾向となっております。(図3参照)

核家族世帯や共働き世帯の増加によって、保育ニーズは高まり、多様化の傾向を示

しており、子どもや子育て世帯に対し、地域をあげて子育て支援を進めていく取り組みが求められております。

こうした中、平成27年4月からスタートした子ども・子育て新制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的とし、平成27年度まで「長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画」において推進していた事業を継承しつつ、「未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら」を基本理念として、個別計画である「茂原市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度から平成31年度）を策定しました。

その中で、以下のような取り組みが考えられます。

①幼児期の学校教育・保育について

・「子ども・子育て支援法」に基づき保育の必要性に応じて教育・保育サービスの提供を行うことになりました。また、保育所で発生している待機児童を解消するための新たな施策の検討が必要です。

②地域子ども・子育て支援事業について

・乳幼児や子どもについて、保護者が保育できない場合の一時的預かり、各種子育て支援に関する情報提供や相談機能の充実、交流機会の確保、子どもの居場所づくりなど、子育て家庭の負担を軽減するような支援をしていくことが必要です。

③地域における子育て支援の充実とネットワークづくり

・都市化や核家族化の進行に伴い保育ニーズの多様化が見られます。乳幼児保育や障害児保育など安心して子どもを預けられる体制づくりに努めるとともに、民間事業者や地域の人材もサービスの担い手となることが期待されるため、必要な情報を入手できるよう、情報提供やネットワークづくりを支援していくことが必要です。また、子育てには教育費や医療費等多くの費用が掛かるため経済的負担を軽減するような支援をしていくことも必要です。

④母子等の健康の確保・増進

・安全・安心に妊娠・出産・育児ができるよう切れ目ない支援が必要です。また、子どもの健全育成のため、食育や小児医療体制の整備が必要です。

⑤子育て環境の整備

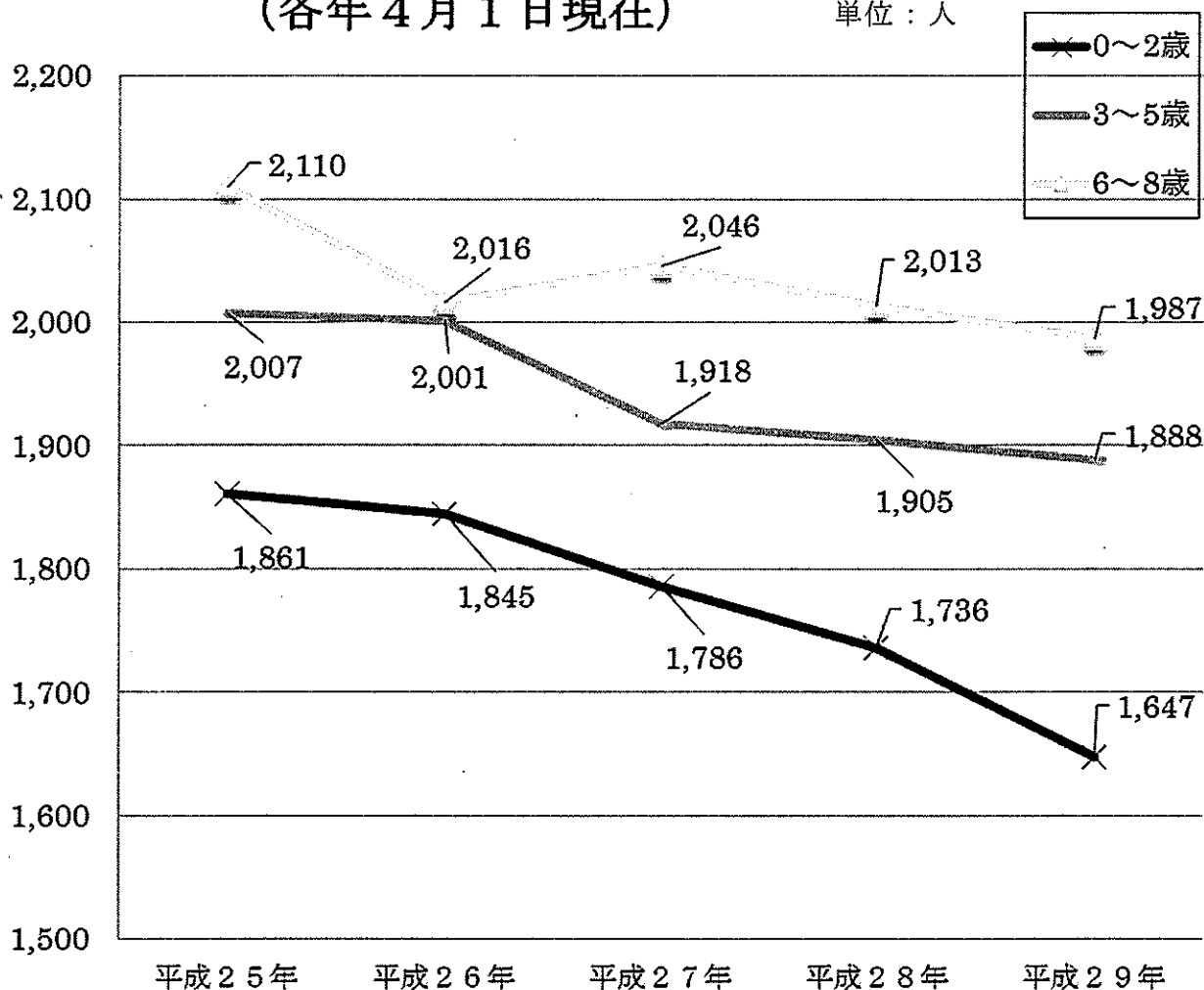
・女性の社会進出が進む中、仕事と家庭を両立させるため、父親と母親が協力して子育てをするという意識啓発等が必要です。また、子育て世帯が安心して利用できるよう公共施設の整備も必要です。

⑥要保護児童等への対応

・児童虐待等の早期発見・早期対応のため、家庭状況の把握や相談体制の強化をするとともに被害を受けた子どもには個々に応じたきめ細かな対応が必要です。また、ひとり親家庭や障害児を養育する家庭への支援も必要です。

図3 0～8歳までの人口の推移
(各年4月1日現在)

単位：人



(2) 高齢者をめぐる現状

高齢者人口は、平成20年4月1日現在の20,552人から平成25年4月1日現在では24,355人へ、平成29年4月1日では、27,981人へと増加傾向となっており、高齢化が進行していることがうかがえます。(図4参照)

これに伴って、要介護・要支援認定者数も増加の傾向にあり、平成20年4月1日では2,750人で認定率は13.38%に、平成25年4月1日では3,626人で認定率は14.89%に、平成29年4月1日では4,296人で認定率15.35%に達しています。(図5参照)

今後も高齢化は進行するものと予測され、要介護者や要支援者に対する取り組みはもとより要介護・要支援状態にならないための介護予防の推進が重要であり、「茂原市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」(平成30年度から平成32年度(2020年度))においては、今後の課題として次のような事項が掲げられています。

①地域包括ケアシステムの深化、推進

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送るためには、医療・介護・

介護予防・住まい・自立した日常生活の支援が包括的に提供されることが必要です。そのために地域包括ケアシステムを深化、推進し、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が必要です。

②自立支援、介護予防、重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者が個々に有する能力に応じて自立した日常生活を送るための支援や要介護状態の予防、軽減等を図る制度であり、住民や介護サービス事業者など、地域全体への自立支援・介護予防に関する普及・啓発、介護予防の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携などの取り組みを行うことが必要です。

③介護離職ゼロに向けた取り組みと介護人材確保

家族の介護を理由とした離職の防止を図るため、介護と仕事の両立を希望する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実や、家族の負担軽減のための適切な介護サービスの提供体制の整備と人材の確保が重要となります。

こうした課題に対応するため、個人的な取り組みと同時に、地域包括ケアシステムの推進が一段と求められます。

また、地域福祉推進の上でも高齢者は、豊かな経験と技能、知識を有する貴重な地域の人材であり、地域福祉推進の担い手、コミュニティづくりの担い手として活躍できるような体制づくりが必要です。

図4 高齢者人口の推移（各年4月1日現在） 単位：人

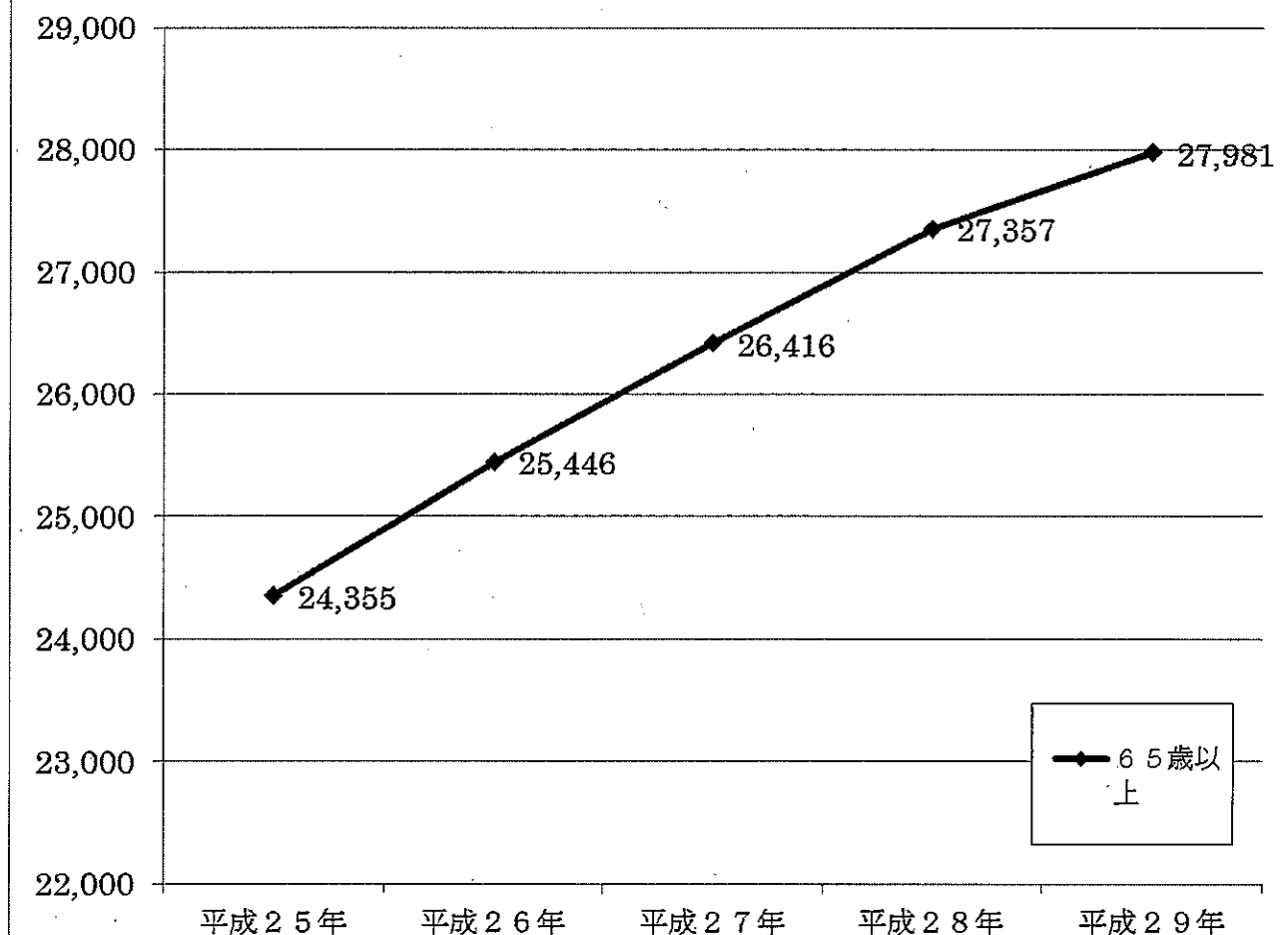
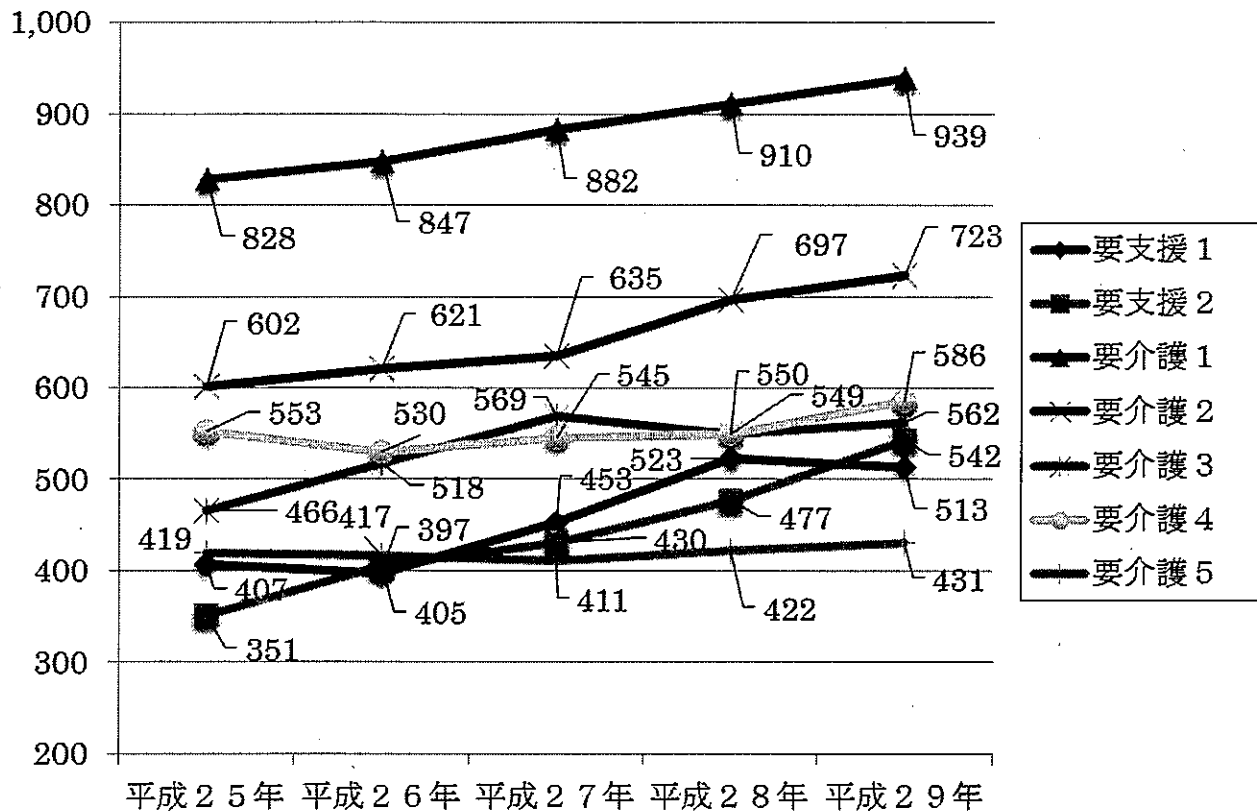


図5 要介護・要支援認定者数の推移
(各年4月1日現在)

単位：人

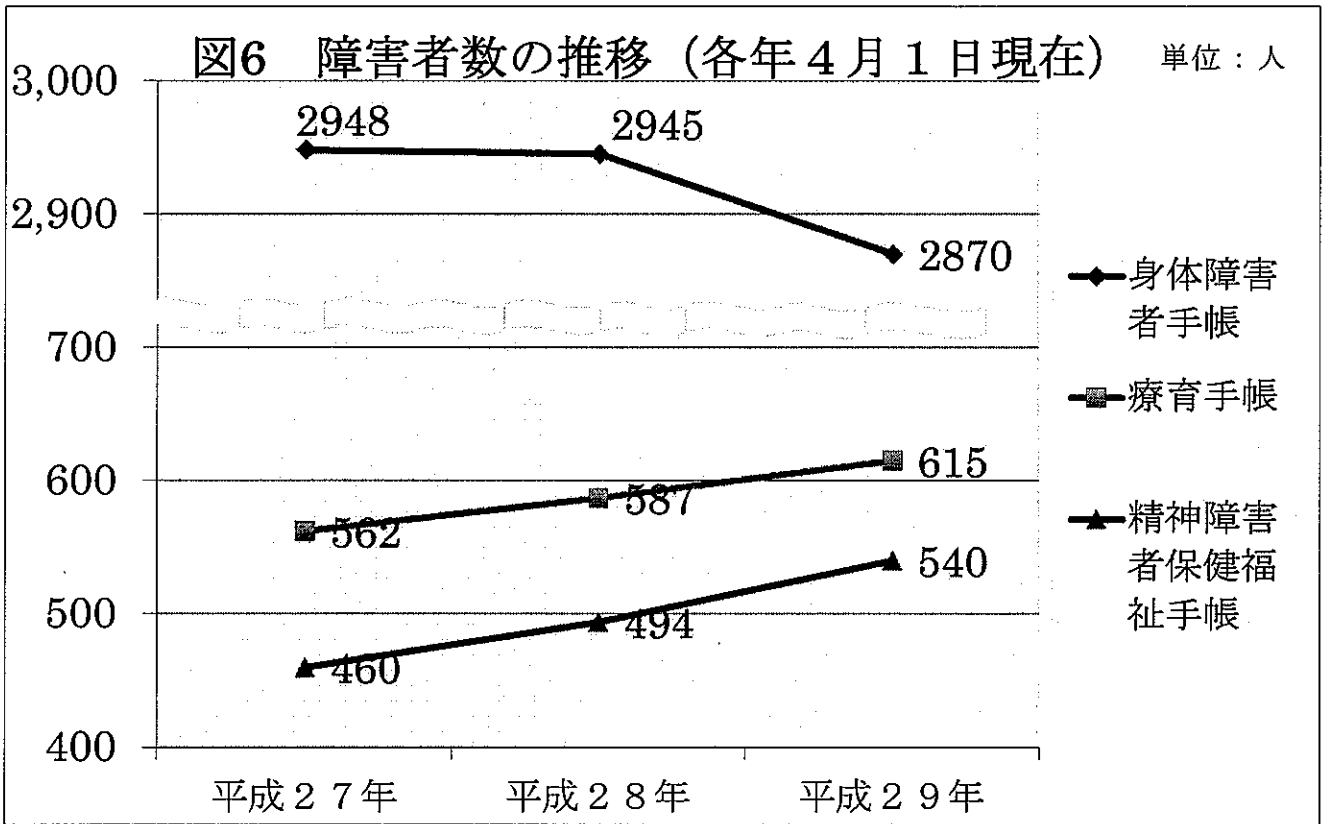


(3) 障害者をめぐる現状

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、合計で平成27年が3,970人、平成28年が4,026人、平成29年が4,025人で、市の総人口に対する手帳所持者の割合も平成27年が4.33%、平成28年が4.42%、平成29年が4.44%とわずかに増加しています。(図6参照)

近年、障害者基本法・総合支援法の改正、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の施行など、障害のある人もない人も相互に人格・個性が尊重される「共生社会」の実現を目指して、障害者福祉をとりまく環境が大きく変化してきました。

本市では、この環境変化に対応するため、障害のある人の暮らしの場、就労・雇用、障害福祉サービス、保健・医療、権利擁護など様々な事柄を課題として平成29年度末に新たな「茂原市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定し、障害者福祉の推進に努めています。



第3章 計画の理念 基本方針

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 基本方針と施策について

基本理念

基本目標

基本方針

施策

地域共生社会の実現に向けて
 ～誰もが「安全・安心」を確保できる暮らしを実現する～

「安心」を創る

誰もが安心して暮らせる地域づくり

- 1 総合的な相談支援体制等の充実
- 2 雇用・就労等の支援
- 3 生活困窮者等への支援

- (1) 相談支援体制等の充実
- (2) 子育て世帯への支援の充実
- (3) 雇用・就労及び社会参加への支援の充実
在宅福祉サービスの充実
- (4) 生活困窮者等への自立支援体制の充実

「個人」を支援する

誰もが地域の中で
その人らしく暮らせる地域づくり

- 4 計画的なサービスの促進
- 5 良質なサービスの供給の仕組みづくり
- 6 利用者の権利保護の確保
- 7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実

- (5) 在宅福祉サービスの充実
- (6) 保健・医療の充実
- (7) 生涯学習・生涯スポーツ（各種学習活動やスポーツ・レクリエーション・文化・芸術活動）の充実
- (8) 人権保護・権利擁護体制の充実
- (9) 広報・啓発活動の充実

「地域力」を高める

みんなの力で支え合う地域づくり

- 8 ボランティア活動の活性化等
地域全体で支え合う体制の確立
- 9 心のバリアフリー化の推進
- 10 暮らしやすい環境の向上

- (10) ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実
- (11) 地域活動の充実
- (12) 福祉教育の充実
- (13) 防災・防犯対策の充実
- (14) バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

1. 計画の基本理念

地域福祉の考え方は、第1章でも述べましたが、地域の中で暮らす誰もが自分らしく生活が送れるよう自らの課題を自らが解決する努力を行い、自分だけでは対応できない課題については、住民相互が助け合い、支え合って解決していく共生社会をめざしていくことです。住み慣れた地域でいつまでも安心して楽しく暮らし続けられる環境を住民みんなの力で実現していく地域共生社会を目指すことが重要です。

こうした考え方に立ち、住民との協働のもとに、その実現に向けて

「地域共生社会の実現に向けて」を基本理念とします。

「～誰もが「安全・安心」を実感できる暮らしを地域で支え合う～」をサブテーマとします。

2. 計画の基本目標

地域福祉計画の策定にあたり、福祉の考え方については、基本的な部分は変わらないことから第1次・2次計画の考え方を踏襲します。そこで、基本理念の下に次の3つの基本目標を掲げ、その実現のための基本方針を設定します。

(1) 誰もが安心して暮らせる地域づくり

高齢者や障害者・生活困窮者・子育て世帯など、その地域で暮らす誰もが安心していきいきと健康に暮らせるよう相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 誰もが地域の中でその人らしく暮らせる地域づくり

その地域で暮らす誰もが、差別なく生涯にわたり住み慣れた地域で、自分の意思、選択のもと、自立した暮らしを実現できるよう制度の充実を図ります。

(3) みんなの力で支え合う地域づくり

その地域で暮らす誰もが地域の一員として等しく社会参加でき、支え合い、協働しながら地域福祉の推進に取り組めるよう制度の充実を図ります。

3. 基本方針と施策について

施策体系の項目だてに沿ってそれぞれの具体的な施策を検討していく上で、「施策総合化」の観点から次のような点を考慮した検討が求められます。

施策検討の視点1

包括的な地域ケアの実現

地域における見守り活動や相談・支援活動、サービス利用が一体となり、一人ひとりの状態に即したきめ細かい対応ができる体制づくりを進め、地域に暮らす誰もが安全で安心であると感じて生活することができるよう、「包括的な地域ケアシステムの構築」をめざす施策検討が必要です。

施策検討の視点 2

利用者主体のサービス提供体制の構築

地域で暮らす中で、自助・共助のみで解決ができず公的なサービスを必要とする場合には、いつでも必要なサービスを選択し利用できる仕組みが必要です。また、サービスの内容も安心して利用できるものであることが条件となります。

このため、適切かつ迅速なサービス提供ができる体制づくりやサービスの質的向上への取り組みを進め、「利用者主体のサービス提供体制の構築」をめざす施策検討が必要です。

施策検討の視点 3

住民と行政とのパートナーシップの構築

住民活動やNPO・ボランティア活動、サービス事業者などと「行政」が地域福祉の理念を共有し、各々の役割を分担しながら福祉課題に取り組むことが必要です。

このため、住民参加による健康と福祉のまちづくりを進めるとともに、ボランティアやNPOなどに対する活動支援、地域福祉推進のための人材育成、その他地域福祉活動団体等との連携体制の強化を推進する施策検討が必要です。

施策検討の視点 4

地域における住民の主体的な福祉活動の支援

地域福祉を実現していくためには、まず住民一人ひとりが地域で生じている課題を発見し、我が事として考え、解決しようとする意識を持ち、解決の場に参加することで様々な住民との出会いや交流を図っていくことが必要です。

このため、住民の様々な活動の拠点確保やその推進役である社会福祉協議会の地域福祉活動への支援を図るとともに、「地域における住民の主体的な福祉活動の支援」を図る施策検討が必要です。

本計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、その策定を通じて住民参加と福祉の総合化の推進を図るものです。

そのために、両計画が互いに補完・補強することが必要です。

また、地域福祉活動計画は、本計画とその内容の一部を共有し、本計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互の連携を図ることが必要です。

社会福祉協議会と市が、より一層連携を強化するとともに、協働推進体制を確立し、両計画の具現化に積極的に取り組むことが地域福祉の推進につながります。

以上の視点を踏まえ、10項目の基本方針について14項目の施策を示します。

「安心」を形にする

- 1 総合的な相談支援体制等の充実
 - (1) 相談支援体制等の充実
 - (2) 子育て世帯への支援の充実
- 2 雇用・就労等の支援
 - (3) 雇用・就労及び社会参加への支援の充実
- 3 生活困窮者等への支援
 - (4) 生活困窮者等への自立支援体制の充実

「個人」を尊重する

- 4 計画的なサービスの促進
 - (5) 在宅福祉サービスの充実
- 5 良質なサービス供給の仕組みづくり
 - (6) 保健・医療の充実
 - (7) 生涯学習・生涯スポーツ（各種学習活動やスポーツ・レクリエーション・文化・芸術活動）の充実
- 6 利用者の権利擁護の確保
 - (8) 人権保護・権利擁護体制の充実
- 7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実
 - (9) 広報・啓発活動の充実

「地域力」を高める

- 8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立
 - (10) ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実
 - (11) 地域活動の充実
- 9 心のバリアフリー化の推進
 - (12) 福祉教育の充実
- 10 暮らしやすい環境の向上
 - (13) 防災・防犯対策の充実
 - (14) バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

第4章 施策の展開

- 基本方針 1 総合的な相談支援体制等の充実
- 基本方針 2 雇用・就労等の支援
- 基本方針 3 生活困窮者等への支援
- 基本方針 4 計画的なサービスの促進
- 基本方針 5 良質なサービス供給の仕組みづくり
- 基本方針 6 利用者の権利擁護の確保
- 基本方針 7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実
- 基本方針 8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立
- 基本方針 9 心のバリアフリー化の推進
- 基本方針 10 暮らしやすい環境の向上

基本方針 1 総合的な相談支援体制等の充実

(1) 相談支援体制等の充実

○福祉意識の啓発・普及

障害の有無や年齢、所得の多少、ひとり親家庭や住居の有無などの家庭環境等で人を区分するのではなく、「地域で共に暮らす者」という意識を醸成していくことが必要です。また、地域で暮らす誰もが人生の色々なステージで様々な課題に直面します。そこで、地域や団体の日常的な取り組みとしてお互いに挨拶を交わしたり、困った時には近所同士で助け合ったり、地域活動に積極的に参加することにより、各々が地域とつながりを持つことが大切であるという、福祉意識の啓発・普及を図ります。

○高齢者に対する相談体制の充実

高齢者に対する相談体制については、日常生活圏域ごとに設置された地域包括支援センターが行う、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などの充実を図ります。

○障害者に対する相談体制の充実

障害者に対する相談体制については、生活上の相談や就労に関する相談等、専門的な相談に応じる相談支援事業所との連携を密にし、身体障害者相談・知的障害者相談・精神障害者相談など引き続き体制の充実を図ります。

○総合相談体制の確保

高齢者の窓口については高齢者支援課、障害者の窓口については障害福祉課、子育てに関する相談については子育て支援課が窓口になっていますが、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた切れ目のない相談・支援が行えるよう関係機関との連携及び情報共有の推進を図ります。

○消費生活センターの充実

消費者に対し、助言・あっせんなどの支援及び被害防止のための情報提供や消費者教育を実施し、消費生活センターの充実を図ります。

(2) 子育て世帯への支援の充実

○幼児期の学校教育・保育の充実

教育・保育を必要とする就学前の乳幼児に対し、保育の必要性に応じて1号から3号までの認定を行い、「施設型給付」と「地域型保育給付」による教育・保育サービスの提供を行います。平成27年度から保育所において発生している待機児童を解消するための対策として、私立幼稚園の認定こども園への移行を支援し、保育枠の確保を図るとともに、継続的な保育士確保や職員配置体制の見直しを図ります。

○地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援事業計画に定める13の事業を実施することにより、子ども・子育て支援の充実を図ります。具体的な取り組みとしては、子どもや保護者の身近な場所で、保育所や幼稚園、子育て支援事業の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行うほか、生後4か月までの乳児のいる全世帯を訪問し、養育環境の把握や情報提供を行っています。また、小学校に就学している児童の放課後の居場所づくりについても支援します。

○地域における子育て支援の充実

乳児や障害児の保育を実施し、安心して子どもを預けられる保育サービスの提供や、サービスの担い手となりうる民間事業者や子育てサークル、地域内の人材に対する情報提供など子育て支援のネットワークづくりを支援します。また、子育てには、教育費・医療費など多くの費用が掛かるため、子どもと子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

○母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠期から乳幼児期を通した切れ目ない支援により、安全・安心に妊娠・出産・育児ができ、乳幼児が心身ともに健やかに成長するように子どもと母親の健康を確保し、成長段階にある子どもに必要な栄養摂取をさせ、健全な心身を培う基礎となるよう、食育の推進を図ります。また、子どもの健全育成には小児医療体制が整備されていることが重要なため、地域医療体制の確保に努めます。

○子育てを支援する環境の整備

近年の核家族化に伴い多くの子育て世帯が仕事と家庭の両立について悩みを抱えていると考えられます。主に子育てを担当している方の負担が過大となり、育児不安等につながることを考えられます。そのような子育て家庭に対して、父親と母親がお互いに協力して子育てをするのだという意識啓発や、働き方の見直しを行うなど、安心して仕事と家庭の両立ができるよう支援します。

また、子育て世帯に優しい公共施設の整備や、子どもを犯罪等の被害から守るための訓練等について支援します。

○要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待について問題が深刻化する前の早期発見・早期対応のため、母子保健事業を通じた家庭状況の把握や相談体制の強化を図るとともに、被害を受けた子どもに対し、きめ細かな対応ができるよう体制整備を図ります。

また、ひとり親家庭や障害を持つ子どもとその親については個々に応じた支援が必要なため、関係機関と連携し支援体制の充実を図ります。

基本方針 2 雇用・就労等の支援

(3) 雇用・就労及び社会参加への支援の充実

○高齢者への支援

高齢者の社会参加を促進するため、地域と連携し、とじこもりの発見や防止に努めます。

また、高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進し、地域でいきいきと生活できるように、高齢者の経験や知識を活かせるような体制づくりを支援します。

○障害者への支援

障害の程度や状態によって就労が難しい人もその人の適性や能力に応じた働き方ができ、また、社会と接点を増やすための地域での集いや交流の場が増えるような取り組みが必要です。

特別支援学校などを卒業した後の進路についても、様々な形で社会参加ができるよう支援に努めます。

また、障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要であり、虐待の早期発見や虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などに努めます。

基本方針 3 生活困窮者等への支援

(4) 生活困窮者等への自立支援体制の充実

○生活困窮者等の相談窓口の設置

生活に困窮している人や制度のはざまに困っている人に対して、広く相談を受け付ける相談窓口を設置し、様々な支援策の検討や必要な部署へつなぐなど各関係機関との連携強化を図り、自立に向けた継続的な支援を推進します。

また、相談者自らが相談窓口まで辿り着けない場合もあるため、相談者が来るのを待っているだけでなく、住民や民生委員等からの情報提供により、こちらから相談者のもとに訪問し、必要な相談・支援につなげていくなど、アウトリーチの強化を図り生活困窮者等に必要な支援に努めます。

また、生活保護受給者についても専門の就労支援員を配置し、相談・情報提供等を行い、関係機関とも連携を密にし、自立に向けた支援を図ります。

○生活困窮者等支援を必要とする世帯に対する支援

生活困窮者等の支援を必要とする世帯に対し、関係機関と連携を図りながら相談援助を行うとともに、必要な資金貸付などを行い、自立更生や社会参加を支援します。

また、生活困窮世帯の児童・生徒の学習などを支援するため、ボランティアなどを活用し、学習支援の充実を図ります。

○外国人居住者に対する支援と交流の促進

外国人居住者が地域で生活するときには、様々な課題が出てきます。生活習慣が異なるために、摩擦が起こる場合もあります。たとえば、ごみの出し方一つをとっても言葉がわからないために周りの人に理解してもらえないこともあります。言葉の問題を含め、文化や習慣が異なる外国人居住者が地域の一員として暮らすには、互いに理解し合う意識が必要です。

地域生活においては、住民による支援や交流が必要です。お互いの価値観や文化を尊重し共生していくことが大事です。

また雇用主である企業にも働きかけ、行政情報等の提供を進めます。

○地域における社会的役割の確認

これからの地域福祉は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民の支え合いや助け合い（共助）、公的制度（公助）によって、地域社会を構成するすべての人が連携・協働し、地域のさまざまな生活課題の解決を目指すものです。支援が必要な方であっても、お互いに助け合い、支え合う地域社会においては、それぞれに社会的な役割があるという意識を広めます。

基本方針 4 計画的なサービスの促進

(5) 在宅福祉サービスの充実

○高齢者の施設・在宅サービスの基盤整備

高齢者が住み慣れた地域や居宅でサービスを受けられる在宅サービス、地域密着型のサービスの充実を図るため、高齢者のニーズを把握し、適切な基盤整備に努めます。

○総合的な介護予防の基盤整備

地域包括支援センターがその機能を発揮し、高齢者の総合相談体制の充実を図ります。また、高齢者がよりいつまでもいきいきと地域で生活できるよう介護予防の充実に努めるとともに、元気な高齢者の地域活動やボランティア活動への積極的参加を支援し、高齢者の生きがいをいづくりに努めます。

○地域における子どもの居場所づくりの基盤整備

これからの社会を担う子どもたちを育てるためには、家庭だけではなく地域でも子どもたちの安全を守っていくなど、子育て家庭を孤立させないことが重要です。地域で子育て家庭を見守り応援していくため、子どもの遊びの提供や交流の場の提供など、地域全体が子どもの居場所になるよう支援していきます。

○障害福祉サービスの基盤整備

障害者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう基盤整備を進め、地域での生活や就労等の支援などの課題に対応したサービス提供を図ります。

また、地域で障害者を支えるために、地域ネットワークの構築についても推進します。

○地域福祉活動の活性化への支援

福祉団体や自治会・ボランティアグループ・NPOなどの地域福祉活動を活性化するため、地域福祉を实践する人材の育成や、幅広い世代が活動に参加できるよう関係機関・関係団体と連携し、普及活動や啓発に努めます。

また、地域の清掃活動や防犯パトロール等の活動を広く地域福祉活動として捉え、「気づきから行動へ」つなぐ仕組みを作り上げ、地域福祉活動の活性化を支援します。

○スモールビジネスによる社会（福祉）貢献

障害や子育てにより仕事を辞めた人、高齢者で働く意欲のある人たちなどが、地域で活躍できる仕事（役割）を見つけ、いきいきと暮らせる場を作り出すような福祉のまちづくり就労事業などの検討をします。就労を受け入れる事業者を探すと同時に、受け入れ事業者のメリットを作り出す仕組みづくりにも努めます。

○空き店舗等地域資源の発掘と活用

地域資源の一つとして、空き店舗等があります。現在、NPO等が地域組織として活用していますが、地域資源を有効に活用し、子育て支援や介護予防などの活動を充実させていくため、社会福祉協議会などと連携を図りながら、より一層このような活動を推進します。

基本方針5 良質なサービス供給の仕組みづくり

(6) 保健・医療の充実

○第三者評価の推進

福祉サービスの質を確保するために、事業者自らが行う「自己評価」の他に、外部から評価を受ける「第三者評価」があります。事業者の基本情報の公開なども含めて、外部評価機関による第三者評価の受審を積極的に働きかけます。

○苦情への適切な対応

福祉サービスの利用に「契約」制度を取り入れるにあたり、安心してサービスを選択・利用するための利用者保護の制度の一つとして、苦情対応の仕組みが作られています。苦情相談の窓口の第一はサービス事業者ですが、市も身近な相談窓口としての役割を果たしているため、今後も県や関係機関と連携し、よりよいサービスの提供に向け取り組んでまいります。

○保健・医療・福祉の相談窓口の連携

病気の予防や、在宅生活を支えるための体制の整備を推進するため、茂原市長生

郡医師会、茂原市長生郡歯科医師会、公立長生病院、その他の医療機関、長生健康福祉センター（長生保健所）及び社会福祉協議会などと互いに連携を図り、相談体制の充実を図ります。

○地域発信型ネットワークシステムの充実

現在、高齢者に対する相談体制については、地域包括支援センターの充実を図っていますが、地域には高齢者だけが暮らしているわけではなく、実際には障害者の相談や子育ての相談なども地域課題としてあがってきています。今後は、地域の総合的な課題に対応するため、民生委員・児童委員等の地域住民や自治会等の団体の活動との連携により、地域課題の把握や解決のための取り組みを進めるため、障害者や子育て世帯を包括した地域発信型ネットワークの充実を図ります。

○保健・医療・福祉と地域の連携

高齢になっても、障害があっても、子育て世帯であっても誰もが皆その人らしく自立した生活を地域で送るためには、保健・医療・福祉の連携の強化は欠かせないものです。一人ひとりがいきいきとした生活を送ることを支援するため、各専門機関同士の連携はもちろん、専門機関と地域住民・地域団体等の連携を強化します。

○地域の課題を地域で解決する仕組みの展開

地域発信型ネットワークシステムも、保健・医療・福祉と地域の連携も、基本は「地域の課題を地域で解決する仕組み」です。地域住民や団体の主体的な福祉活動の推進なしにこの取り組みは進みません。地域の課題を住民それぞれが自身の問題でもあると意識することにより、住民・事業者・行政が協働し、役割分担しながら地域課題を解決できるような関係づくりに努めます。

(7) 生涯学習・生涯スポーツ（各種学習活動やスポーツ・レクリエーション・文化・芸術活動）の充実

○福祉意識の普及

福祉について考える機会を提供することはとても意義のあることです。各家庭の中で福祉について考えることが重要であることはもちろん、学校や地域での福祉活動は、その地域で暮らす人たちにとって「共生」ということを感じる場として重要なものです。そのため、市民相互の交流が必要です。本物の芸術に触れ豊かな心を育んだり、スポーツを通して体力・健康づくりに努めたり、積極的に参加することにより市民相互の交流を図ります。

基本方針6 利用者の権利擁護の確保

(8) 人権保護・権利擁護体制の充実

○成年後見制度の利用支援

認知症や障害などで判断能力が十分でない場合、家庭裁判所が決める成年後見人等が本人に代わって財産管理や福祉サービスの契約などを行い、地域生活を支援する成年後見制度について、普及・啓発、利用の促進を図ります。

○福祉サービスの利用援助・権利擁護

判断能力が十分でない高齢者や障害者などが、適切に福祉サービスなどを利用し、地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業で福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行うとともに、法人後見受任事業を実施し、高齢者や障害者などの地域生活を支援します。また、関係機関や専門職とのネットワークづくりや、利用者の権利擁護に努めます。

基本方針 7 適切な量と質の情報提供体制の整備充実

(9) 広報・啓発活動の充実

○サービス提供者と利用者の橋渡し支援

民生委員等は福祉情報の提供者として地域で重要な役割を担っています。これら住民と行政のパイプ役に対して、研修会や説明会などの開催により最新の福祉情報の提供に努めます。

○福祉情報の当事者に対するきめ細かな提供

「障害者福祉の手引き」・「みんな笑顔で介護保険」・「あなたの暮らしのパートナー地域包括支援センター」・「もばらで子育てガイドブック」などによる当事者へのきめ細かな情報提供の充実を図ります。

また、欲しい情報を容易に手に入れられるよう、広報もばらや市及び社会福祉協議会のウェブサイト等様々な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。また、口コミや地域の掲示板のような身近な情報発信も利用し、やさしい言葉を使った情報の発信に努めます。障害のある方にとって、インターネットは情報入手の重要な手段の一つとなっており、その充実にも努めます。

○情報発信の工夫

ボランティア活動や市民活動に関する情報が、住民に届くよう、情報の発信を工夫する必要があります。地域の様々な施設（公共施設・病院・商店・学校・郵便局など）、ウェブサイト、SNSなど様々な媒体を通じて社会福祉協議会活動やボランティア活動の情報を発信します。

基本方針 8 ボランティア活動の活性化等地域全体で支え合う体制の確立

(10) ボランティア・NPO活動あるいは住民自治やコミュニティ育成支援の充実

○ボランティアの育成

元気な高齢者が、豊かな経験や知識、長年培った技能を活かし、ボランティア活動に参加することは、自らの生活を充実させ、生きがいにつながることはもちろん、地域においては知恵の伝承、世代間交流、援助・支援が必要な高齢者の見守り、子どもたちの見守り、子育て家庭へのアドバイスなど、地域社会に対する貢献にもつながるものです。

障害者を支援するボランティアは、専門的な知識や技術が必要な場合もありますが、研修会や講座を充実させるなどして、幅広くボランティアの育成を図ります。

また、ボランティアの育成を通じて、障害者への理解の促進を図ります。

子育て家庭に対しては、子育てに対する不安解消や交流の場を提供するため、自主グループやサークルの育成を支援し、グループ間のネットワークづくりを支援します。また、地域ぐるみで子育て家庭を支援できるよう、地域での子育て支援ボランティアの育成充実を図ります。

また、中学・高校生などの地域活動への参加を促進するために、学生ボランティアの育成を図るとともに、社会福祉協議会や関係機関などと連携し、地域活動への参加の機会を提供します。

○ボランティアセンターの機能の充実

ボランティア活動の裾野を広げるため、幅広い世代がボランティア活動の担い手となるよう、ボランティア活動に対するニーズを把握し、活動プログラムの充実を図ります。また、ボランティアセンターが、活動・交流の拠点となるよう、コーディネート機能や支援体制などの充実を図ります。

○市民活動の基盤の強化

福祉センターなど地域の拠点施設において、地区社会福祉協議会・ボランティア団体等の市民組織・NPOの活動を支援するとともに、団体間のネットワークづくりを推進し、情報共有・相互援助などを行い、ボランティア活動や市民活動の活性化に努めます。

○ボランティアの育成と活動支援

幅広い世代が、ボランティア活動の担い手となるよう、ボランティア活動の活動プログラムや養成講座を充実するとともに、コーディネート機能の強化に努めます。

また、ボランティア団体の活動支援や相互交流、組織的な活動（普及活動、募金活動など）を支援し、ボランティア活動や地域活動の活性化を図ります。

○在宅福祉活動の推進

高齢者・障害者などの在宅生活を支援するため、民生委員や地区ボランティアなどと協働し、見守り型食事サービス、紙おむつ等の支給、訪問理髪サービスなどを実施するとともに、福祉ニーズの把握に努めます。

また、調理設備を持った施設等が実施する、低額な配食サービスについて連携を図るなど、多様化する福祉ニーズに対応したサービスの提供について検討します。

○地域福祉活動を実践する人材の育成及び発掘

介護や障害などあらゆる分野、地域社会において、ボランティアを必要とする機会は増加しているため、幅広い世代が地域福祉の担い手となるよう、福祉ニーズなどの把握を行い、地域福祉活動を実践する人材の育成に努めます。

また、知識や経験、特技などが活かせるよう、ボランティア活動や地域の助け合い活動を充実していきます。

(11) 地域活動の充実

○福祉センターを活用した取り組み

各福祉センターは、地域福祉活動の拠点施設として、地域住民が主体となって行う地区社会福祉協議会活動、ボランティア活動を積極的に支援するとともに、地域での子育てを支援するため学童クラブの運営等、地域住民の交流や生きがいづくりを推進します。

○地域で活躍する人材との連携強化

地域では自治会・民生委員・地区社会福祉協議会・長寿クラブ・ボランティアなどが活躍しています。これらの人たちと、より連携を深め、支援を必要とする人たちが地域で孤立しない仕組みづくりに努めます。

○地域コミュニティの支援

自治会・長寿クラブ・子ども会等地域組織の活動を支援することは、地域福祉活動を充実させることにつながります。それぞれの団体や関係機関が互いに連携するとともに、市の関連部署が連携を取り地域活動を支援します。

○地域コミュニティ活動を支援する人材の育成

地域コミュニティ活動を活性化するため、地域福祉活動の重要性の啓発や、養成講座の開設等により地域福祉の担い手となる人材育成を図ります。

また、住民と行政が協働する上で、行政職員の地域活動への意識を醸成することも重要です。行政職員の地域活動を促進するため、意欲のある職員を地域ボランティアとして育成する職場の環境づくりに努めます。

○地域コミュニティ意識の醸成

核家族化や都市化によって希薄となった地域のコミュニティ意識、自分たちが暮らすまち意識を取り戻し、醸成していく必要があります。

また、地域コミュニティの横への広がりを促進します。

○当事者組織による地域福祉活動への支援

福祉課題を抱える当事者間の支え合いは、それ自体一つの意味を持つものです。

同じ経験や感情を共有する仲間であれば日常生活や社会生活での相談も気軽に心

を開いてできるということもあります。このように、当事者組織の活動は、福祉課題を抱える本人や家族自身も地域福祉を担うという意味で重要であることから、今後も支援します。

また、当事者組織などと連携して、対話型の福祉教育を推進し、次世代を担う子どもたちに「思いやり」や「助け合いの精神」を育む活動を支援します。

○地域活動を体験してみる機会の提供

例えば、賢い消費者になるために「販売側の経験をすると良い消費者になれる」、あるいは親の介護を経験した者が「良いサービス提供者になれる」といったことがみられます。同じように、何らかの地域活動を体験してみることによって、参加することの楽しさや大切さを実感し、それが福祉意識の広がりや参加意識の啓発につながります。小・中学生の体験学習や高校生の就業体験事業など、福祉の現場を体験する機会を提供します。

○地区社会福祉協議会活動の充実

地域住民・民生委員・ボランティアなどで構成された地区社会福祉協議会は、地域での見守り、世代間交流、ふれあいいきいきサロン、地区たすけあいサービスなどを行い、住民同士の助け合いや支え合い活動を推進します。また、地域の様々な生活課題に対し、地域住民が主体となって解決に向けた取り組みができるよう、活動拠点について支援します。

基本方針9 心のバリアフリー化の推進

(12) 福祉教育の充実

○総合的な学習

学校ごとに計画を立てて実施している「総合的な学習の時間」で、子どもたちが自分たちで課題を見つけ自分たちで解決に取り組み「生きる力」を育てるよう努めます。

○福祉教育・福祉学習の推進

次世代を担う子どもたちに「思いやり」や「助け合いの精神」を育むため、関係団体と連携して、小・中学校及び高等学校の福祉教育に講師を派遣するとともに、福祉用具の貸し出しや助成金を交付し、福祉学習を支援します。

○地域の中での人権意識・福祉意識の普及

家庭において、また、学校において福祉の意識を普及することに加えて、地域においても一人ひとりが福祉について考えるために、様々な機会や手段を通じて啓発をすることが重要です。地域福祉に関する講座やシンポジウムの開催など、福祉について考えられる機会を提供し、人権意識・福祉意識の普及に努めます。

基本方針 10 暮らしやすい環境の向上

(13) 防災・防犯対策の充実

○緊急時、災害時の要支援者への支援システム

緊急時や災害時に支援を必要とする人に対する支援の仕組みづくりは、個人情報の保護に配慮して進めていかなければなりません。民生委員や関係機関などの協力を得る一方で、プライバシーへの配慮や個人情報を地域で共有することについて、理解をいただき、地域に暮らす高齢者・障害者・子どもなど誰に対しても、緊急時、災害時には迅速に対応できる仕組みづくりを進めます。

○地域の安全を守るための取り組み

地域においては、日頃から防犯指導員や民生委員・児童委員、自治会、自主防犯活動団体等により、地域内の防犯パトロールや子どもの登下校時のパトロール等により子どもや高齢者等を事故や犯罪から未然に防いだり、関係機関と連携し不審者情報や安全安心メールの配信等により注意喚起を行うなど、地域での取り組みを支援します。

○災害ボランティアセンターの体制整備、災害ボランティアの普及

災害時において、災害ボランティアセンターが円滑に機能するよう支援するとともに、住民の災害に対する意識を高め、災害ボランティアの登録について普及・啓発に努めます。また、登録者に対しては訓練や研修を実施し、災害時に迅速に派遣できるよう体制整備を図ります。

(14) バリアフリー化に配慮した都市基盤や公共交通機関整備の充実

○外出しやすいまちづくりの促進

誰もが社会参加するために外出しやすいまちづくりの推進が必要です。バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、交通バリアフリー法とハートビル法を統合拡充し、より一体的なバリアフリー化の促進を図るものです。このバリアフリー新法に基づく交通バリアフリー基本構想の策定を視野に入れバリアフリー化の事業を推進します。

また、移動の円滑化の視点から福祉タクシー及び地域公共交通などの利用促進について、引き続き事業者等と連携を図ってまいります。

○公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

バリアフリー新法等に基づき、公園施設等を含めた公共施設の整備に引き続き努めるとともに、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。また公共施設だけではなく、商業施設などにも協力を得て利用しやすいまちづくりを推進することが大切です。例えば、トイレの問題など障害者にとっては外出の意欲を左右するほど重要なことです。トイレの機能や広さの充実はもとより、清潔なトイレがあるかないかで外出を思いとどまる場合もあるため、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。

第5章 計画の推進

1. 推進評価体制と今後の進め方

1. 推進評価体制と今後の進め方

この第3次計画は、福祉の基本的な方向性は変わらないという考えで、第1次・第2次計画の検証、評価を踏まえ、茂原市地域福祉計画推進委員会の意見を取り入れるとともにパブリックコメントによる市民の意見も伺い策定しました。今後は、計画の進捗状況の把握、実行された事業内容の評価、さらに新たな生活課題が発生した場合は現計画の追加・変更事項の検討等を行ってまいります。具体的には、次のように進めます。

(1) 計画の推進

推進委員会による計画の推進

推進委員会は、3年後の途中経過の評価・見直し及び新たに全体計画の見直しを行う平成35年度（2023年度）まで継続してこの計画の推進を見守る役割として、主に次の作業を行います。

- 計画に記載されている目標の推進状況の評価・検討。
- 新しい生活課題に合わせた計画目標の追加・変更事項の検討。

(2) 計画の評価・公表

実行された計画目標の内容については、推進委員会が中心となって、次のような考え方で評価・公表を行います。

- 現状からどのように改善されたかを中心に評価します。
- 評価結果は公表します。

第6章 これからに 向けて

1. 茂原市地域福祉計画推進委員会委員長のメッセージ

委員長からのメッセージ

「第3次茂原市地域福祉計画」の策定にあたって

「茂原市地域福祉計画」（以下「計画」という）も平成20年3月に最初の計画が策定されてから、早や10年になりました。その間、多くの市民の方々や行政機関を含む関係者の皆様の熱意とご努力そしてご協力により、当市の社会福祉の状況は大きく前進してきました。

そのような中で、従来見えていなかった課題も見えてきました。例えば、晩婚化が進む中での少子化の進行や子育て問題の複雑化、人々の働き方の変化に伴う課題、あるいは超高齢化社会の進行に伴う一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加などがあげられます。

このような新しい諸課題は、人々の生き方、考え方に深く根ざしている部分が多く、画一的・具体的な解決目標を掲げて施策を実施することは、非常に困難です。例えば、高齢者のみ世帯では、日常的に不自由はないが庭木などの手入れが困難であったり、蛍光灯の取り換えなどで椅子や脚立に上ることが困難であったり、夫婦の一方が病弱であったりと様々なケースがあります。このようなケースに対しては、行政施策としての支援策は十分に手が届かない場合もあり、高齢者サイドにとって満足が得られないことがあります。

それでは、新たな福祉課題に私たちはどのように取り組んでいったらよいのでしょうか？

私たちのまち「茂原市」では、平成27年に「まちづくり条例」を制定しました。その中で、私たち「市民」は単に行政サービスの「結果」の「受け手」ではなく、「まちづくり」の主體的な「担い手」として位置づけられています。私たちのまち「茂原市」を住みよい「まち」にしていくことが出来るのは、私たち「茂原市民」の熱意と努力に懸かっているといっているのです。

住みよい「まち」、あるいは住んでいて良かった「まち」であるための要件の一つに、「福祉の充実」があげられると思います。さきほど挙げたような個別的な福祉課題については、個々のケースについて問題とされる一面だけを見るのではなく、その課題を抱える個人あるいは家族・世帯を全体として捉え支えることが大切です。そのためには、地域の人々が一つひとつのケースを、他人事としてではなく我が事として捉え、地域全体で丸ごと支えていく取り組みが重要です。

今次の計画でも、従来の理念等基本的な枠組みについては、変更していません。

「地域ぐるみ福祉」、「地域福祉」あるいは「ノーマライゼーション」色々な言葉がありますが、「我がこと、丸ごと」を合言葉に、色々な生活上の困難を抱える人びとを、地域全体で支え、住んでよかった「茂原市」をつくりましょう。

平成30年3月

第7章 資料編

1. 計画策定の経過
2. 要綱及び委員名簿

1. 計画策定の経過

年 月 日	項 目	内 容
8月1日	地域福祉計画推進委員会委員委嘱	・地域福祉計画推進委員会委員の委嘱状交付
10月23日	第1回地域福祉計画推進委員会	・第2次地域福祉計画の成果及び評価について ・今後の日程について
11月13日	庁内検討会	・第3次地域福祉計画（骨子案）について
11月20日	第2回地域福祉計画推進委員会	・第3次地域福祉計画（骨子案）について
12月13日	庁内検討会	・第3次地域福祉計画（素案）について
12月22日	第3回地域福祉計画推進委員会	・第3次地域福祉計画（素案）について
平成30年 1月5日 ～2月5日	パブリックコメント	・市民から意見を頂く
3月2日	庁内検討会	・パブリックコメントの結果について ・第3次地域福祉計画の決定について
3月12日 3月末	第4回地域福祉計画推進委員会 公表	・パブリックコメントの結果について ・第3次地域福祉計画の決定について ・計画の公表

2. 要綱及び委員名簿

茂原市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成24年9月6日
茂原市告示 第115号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により施行された茂原市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を推進するため、茂原市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価
(2) 次期の地域福祉計画の策定に関する提言
(3) 前2号に定める事項のほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 各種団体の代表者
(2) 茂原市議会議員
(3) 教育関係機関の代表者
(4) 福祉関係行政機関の代表者
(5) その他市長が必要とする者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。
3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

3 最初に招集される委員会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

茂原市地域福祉計画推進委員会委員名簿

役 職	氏 名	推 薦 母 体
委員長	田 中 保 藏	茂原市民生委員児童委員協議会
副委員長	千 葉 健 三	茂原市ボランティア連絡協議会
委 員	鶴 見 公 男	茂原市社会福祉協議会
委 員	永 野 幸 子	特定非営利活動法人カレンズ
委 員	西 條 博 光	茂原市自治会長連合会
委 員	猪 狩 誠	茂原市ほんのう地域包括支援センター
委 員	関 順 一	茂原市身体障害者福祉会
委 員	中 村 幸 男	茂原市長寿クラブ連合会
委 員	片 岡 光 代	茂原市連合婦人会
委 員	山 田 広 宣	茂原市議会
委 員	古 山 茂 和	茂原市小中学校長会
委 員	鶴 岡 一 宏	茂原市福祉部

第 3 次 茂原市 地域福祉計画

平成 3 0 年 3 月

発行 茂原市

編集 茂原市地域福祉計画推進委員会

〒 2 9 7 - 8 5 1 1

千葉県茂原市道表 1 番地

TEL 0475-23-2111 (代)

FAX 0475-20-1605

ウェブサイト <http://www.city.mobara.chiba.jp/>

E-mail: syafuku@city.mobara.chiba.jp

